

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（後に合併によりB社）における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和21年3月31日）及び資格取得日（22年6月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を21年3月は60円、同年4月から22年5月までは270円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月31日から22年6月1日まで

昭和18年から継続してA社に勤めていたにもかかわらず、21年3月31日から22年6月1日までの被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンラインの記録によると、A社において昭和19年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、21年3月31日に資格を喪失後、22年6月1日に同社において再度資格を取得しており、21年3月から22年5月までの被保険者記録が無いことが確認できる。

しかし、申立人が申立期間後に勤務したC社が保管する労働者名簿の履歴欄には、「昭和17年12月から31年7月までB社に勤務。」と記載されていることから、申立人は、当該期間において同社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立期間直後からA社の本社で申立人と一緒に働いたとする元同僚は、「申立人は、一緒に働く以前から継続して事務の仕事をしていたと聞いている。」と証言している。

さらに、申立人の職種はDであったところ、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に「E」の表示があり、申立人と同様の職種と考えられる者及び同社本社勤務のDで、申立期間の前後を通じて被保険者期間が継続している者が複数存在する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の申立人及び元同僚の社会保険事務所（当時）の記録から、昭和21年3月は60円、同年4月から22年5月までは270円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、申立期間について、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和21年3月から22年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成9年1月から14年5月までは36万円、同年6月から19年8月までは44万円、同年9月から20年2月までは41万円、同年3月から同年7月までは44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月から20年7月まで

A社に勤務していた際、平成9年1月から給与形態が月給制となり、固定給が35万円になった。また、14年2月頃からは固定給が44万円になった。

申立期間について、給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、年金事務所に記録されている標準報酬月額よりも高いので、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書及びA社から提出された平成19年及び20年分源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、当該期間のうち、10年5月、同年11月、11年3月から同年11月までの期間、12年1月、同年

3月及び同年4月、同年6月、同年8月から同年10月までの期間、13年10月から14年2月までの期間、同年4月及び同年5月は36万円、同年6月、同年10月及び同年11月、15年3月及び同年4月、同年6月、同年9月、16年8月、同年11月及び同年12月、17年2月、同年5月及び同年6月、同年8月、同年11月、18年1月、同年5月及び同年6月、同年8月及び19年1月から同年8月までの期間は44万円、同年9月から20年2月までの期間は41万円、同年3月から同年7月までの期間は44万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、給与明細書等の提出の無い期間については、i) 当該期間の前後の期間における給与明細書における給与支給額及び保険料控除額がほぼ一致していること、ii) 当該事業所の社会保険事務担当者(B)が、「平成9年1月から申立人の給与を固定給与に変更し、固定給与に見合う標準報酬月額に基づく保険料を給与から控除していた。」と証言しており、この固定給与額は、その後の給与明細書に記載された給与支給額及び保険料控除額と一致することから、申立人の当該期間における給与支給額及び保険料控除額は、その前後の期間と同額であったことが推認できる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、その前後の給与明細書における厚生年金保険料控除額及び前述の社会保険事務担当者の証言(平成9年1月の固定給与額は35万円)から、同年1月から10年4月までの期間、同年6月から同年10月までの期間、同年12月から11年2月までの期間、同年12月、12年2月、同年5月、同年7月、同年11月から13年9月までの期間及び14年3月は36万円、同年7月から同年9月までの期間、同年12月から15年2月までの期間、同年5月、同年7月及び同年8月、同年10月から16年7月までの期間、同年9月及び同年10月、17年1月、同年3月及び同年4月、同年7月、同年9月及び同年10月、同年12月、18年2月から同年4月までの期間、同年7月及び同年9月から同年12月までの期間は44万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る届出に誤りがあったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成13年4月から14年9月までは44万円、同年10月から15年3月までは36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月から15年3月まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が9万8,000円とされているが、当時の給与は40万円程度だったので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成13年4月から14年9月までは44万円、同年10月から15年3月までは36万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（同年4月22日）の後の同年4月30日付けで、13年4月1日まで遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該事業所における代表取締役及び取締役1名の標準報酬月額についても、オンライン記録によると、申立人と同様に平成15年4月30日付けで、13年4月1日まで遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

一方、商業登記簿によると、申立人は、申立期間当時、当該事業所の取締役であったことが確認できるが、当該事業所の元B課長は、「申立期間当時は、社会保険料を滞納しており、滞納保険料を解消するため、社会保険事務所の指示によって役員3名及び私を含む管理職的な立場の従業員数名の標準報酬月額を遡って減額することになった。申立人は、当該遡及訂正の手続については知らなかったと思う。」と証言している上、複数の元同僚も、「申立人はC部門の管理職であり、社会保険事務には関与していなかった。」と証言して

いることから、申立人は、当該遡及訂正処理に関与していなかったものと考えられる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成 15 年 4 月 30 日付けで行われた標準報酬月額の上及訂正処理は事実上即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、13 年 4 月から 14 年 9 月までは 44 万円、同年 10 月から 15 年 3 月までは 36 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から 50 年 12 月 31 日まで
昭和 47 年 4 月にA社に入社し、50 年 12 月末までB員として勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。
同様の職務に就いていた元同僚には記録があるので、自分の勤務期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する写真及び元同僚の証言により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できるものの、当該事業所に係る申立人の雇用保険の記録は確認できず、元同僚の証言からも申立人の詳しい勤務期間を特定することはできない上、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等は無。

また、当該事業所の元社会保険事務担当者及び元同僚は、「B員が社会保険に加入するためには、一定の成績を達成する必要があった。B員全員が社会保険に加入していたわけではなかった。」旨を証言している。

さらに、申立人の夫が申立期間と同時期に加入していたC事業団から提出された被扶養者の記録によると、申立人は、申立期間のうち昭和 48 年 6 月 1 日から夫の被扶養者として記録されていることが確認できるとともに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険の整理番号に欠番は無。

加えて、当該事業所は既に適用事業所でなくなっており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 39 年 4 月 1 日まで
昭和 32 年 4 月にA社に入社し、39 年 3 月まで勤務したが、当該事業所に勤務した期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。
元同僚には当該事業所に係る記録があり、自分の給与からも厚生年金保険料が控除されたはずであるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する表彰状及び元同僚の証言により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できるものの、詳しい勤務期間を特定することができない。

また、当該事業所は申立期間の途中の昭和 34 年 12 月 9 日までは適用事業所であったことが確認できるものの、31 年 2 月 2 日から適用事業所でなくなった日までの期間において、新たに被保険者資格を取得した者は確認できない上、適用事業所でなくなった日までに元取締役 1 人を除く全ての被保険者が資格を喪失していることが確認できる。

さらに、昭和 34 年 12 月 9 日以降の期間については、適用事業所の記録が確認できないところ、元同僚は、「自分が昭和 34 年 10 月にA社を辞めた後は、社員は 5 人もいないくらいの規模であった。」と証言している上、申立人も当該元同僚が退社した後の社員の数については 2、3 人であったとしており、適用事業所でなくなった日以降においては、当該事業所は適用事業所の要件を満たしていなかったものと考えられる。

加えて、A社は、昭和 58 年 10 月 31 日に解散している上、元取締役らはいずれも他界しているため、申立期間当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。